

## 品川区がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣事業実施要綱

制定 平成 29 年 6 月 1 日 区長決定

要綱第 67 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、がけおよび擁壁(以下「がけ等」という。)の安全化に関する区民等の要望に対して、がけ・擁壁安全化アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を派遣し、アドバイザーの適切な助言等により、がけ等またはがけ等に接する建築物の安全化の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ・擁壁安全化アドバイザー 次号のがけ等の安全化技術者資格を有し、がけ等の安全化技術等に精通している者で、区長の依頼により協定機関が所属会員から選任した者をいう。
- (2) がけ等の安全化技術者資格 次のいずれかの資格をいう。
  - ア 一級建築士 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士をいう。
  - イ 構造設計一級建築士 建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士をいう。
  - ウ 技術士 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士をいう。
  - エ 1 級土木施工管理技士 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 7 条第 5 項により称された 1 級土木施工管理技士をいう。
- (3) 協定機関 区長と「がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣業務に関する協定書」を締結した専門機関をいう。
- (4) 土地の所有者等 土地の所有権を有する者(以下「土地所有者」という。)および建築物の所有を目的とする地上権または賃借権(以下「借地権等」という。)を有する者をいう。ただし、複数の者が共有する土地にあつては、共有者全員の合意によって代表者として選任された者とし、建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 1 条の適用を受ける建築物が存する土地にあつては、区分所有者によって合意された代表者とする。
- (5) がけ 地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす傾斜地をいう。
- (6) 擁壁 がけの崩壊を防ぐための工作物(常時に土圧を受けないものは除く)をいう。
- (7) がけ高 がけ下端よりその最高部までの高さをいう。
- (8) 安全ながけ等 建築基準法(昭和 25 年法律第 202 号)第 7 条第 5 項、同第 7 条の 2 第 5 項または都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 2 項による検査済証の交付を受けているがけ等で維持管理の良好なもの。
- (9) がけ等に接する建築物 第 3 条に規定する派遣対象がけ等の下端からの水平距離ががけ高の 2 倍以内の土地に存する建築物をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、建築基準法および建築基準法施行

令(昭和 25 年政令第 338 号)で使用する用語の例による。

(派遣対象がけ等)

第 3 条 この要綱により、アドバイザー派遣の対象となるがけ等(以下「派遣対象がけ等」という。)は、品川区内に存するがけ高が 2 m を超えるがけ等(安全ながけ等を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認めるがけ等を派遣対象がけ等とすることができる。  
(派遣対象者)

第 4 条 この要綱により、派遣を受けることができる者(以下「派遣対象者」という。)は、派遣対象がけ等またはがけ等に接する建築物の安全化を検討している者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 派遣対象がけ等の存する土地の所有者等
- (2) がけ等に接する建築物を所有する者または居住する者(当該建築物に住民登録している者に限る。)
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は派遣対象者としな

- (1) 国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体。
- (2) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 7 条に規定する鉄道事業者
- (3) 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者または不動産賃貸業を営む者(業としてがけ等またはがけ等に面する建築物の安全化を検討している者に限る。)
- (4) 建設業法第 2 条第 3 項に規定する建設業者(土木工事業または建築工事業の許可を与えられた者に限る。)
- (5) 建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士

(事業内容)

第 5 条 がけ等またはがけ等に接する建築物の安全化等に関して、必要な提案、助言等を行うためアドバイザーを派遣対象者に派遣する。

(派遣回数制限)

第 6 条 派遣対象者は、当該年度 2 回を超えてアドバイザー派遣を受けることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は特に必要と認めたときは、制限回数を超えてアドバイザーを派遣することができる。

(派遣申請手続)

第 7 条 アドバイザー派遣を受けようとする者は、がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣申請書(第 1 号様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(派遣の決定等)

第 8 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、アドバイザー派遣の対象になることを決定したときは、協定機関にがけ・擁壁安全化アドバイザー派遣業務・選任依頼書(第 2 号様式)によりアドバイザー派遣業務の実施を依頼する。

2 協定機関は、前項の規定により、区長からアドバイザー派遣業務を実施する依頼があったときはアドバイザーを選任し、がけ・擁壁安全化アドバイザー選任届(第 3 号様式)(以下「専任届」という。)

により区長に届け出なければならない。

3 区長は、協定機関から選任届の届け出があったときは、がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣承認決定通知書(第4号様式)により申請者(以下「派遣決定者」という。)に通知するものとする。

4 区長は、審査の結果、対象にならないことを決定したときは、がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣不承認決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(業務報告)

第9条 協定機関は、業務の完了後、速やかにがけ・擁壁安全化アドバイザー派遣業務完了報告書(第6号様式)により区長に報告しなければならない。

(派遣の辞退)

第10条 派遣決定者は、アドバイザー派遣を辞退するときは、がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣辞退届(第7号様式)により区長に届け出なければならない。

(派遣承認決定の取消し)

第11条 区長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣承認決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段によりアドバイザー派遣承認決定を受けたとき。

(2) アドバイザー派遣を受けるに当たり、遵守すべき法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定によりアドバイザー派遣承認決定を取り消したときは、がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣承認決定取消通知書(第8号様式)により、派遣決定者に通知するものとする。

(派遣業務の取消し)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アドバイザー派遣業務を取り消すことができる。

(1) 第10条の規定により、がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣辞退届があったとき。

(2) 前条第1項の規定により、アドバイザー派遣承認決定の取消しをしたとき。

(3) アドバイザーが法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定によりアドバイザー派遣業務を取り消したときは、がけ・擁壁安全化アドバイザー派遣業務取消通知書(第9号様式)により、協定機関に通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年6月1日から適用する。